

「施策の具体例」に関する目標

<p>1 子育て家庭のみならず、子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育ての在り方を考える (例) 3) 地域における子育てについて話し合う場づくり 4) 子育てに関するシンポジウム、セミナーの開催</p>	<p>・開催回数、参加者数 ・開催回数、参加者数</p>
<p>2 地域における「子育て支援力」の充実（「地域子育て支援機能の再生」）</p> <p>2.1 市民による子育て支援の充実 (例) 1) 子育てサークル等に対する公共施設・店舗等の空き部屋の活用（無償貸与等） 2) 地域の高齢者や子育て経験者、子育て中の親等による子育て支援（異年齢、異世代交流） 5) ファミリー・サポート・センター・NPO等による子育て支援サービスの充実 7) 読み聞かせ活動の充実</p> <p>2.2 子育て中の親子が交流等できる場づくり (例) 1) 幼稚園の子育て支援サービスの充実（園庭・園舎の開放、子育て相談、未就園児の親子登園など） 2) 乳幼児が安全に遊べる場の整備（公園、児童館、園庭・校庭、公共施設の余裕空間の活用） 3) 子育て中の親が集まり、子ども同士を遊ばせながら親同士が自由に相談や意見交換等ができる「地域子育て支援センター」の整備や「つどいの場」づくり 4) 不特定多数の未就園児童を対象とした運動会やお楽しみ会等のイベントの開催</p> <p>2.3 家庭教育についての学習機会や相談機会等の整備 1) 親子による交流・自然体験学習の開催 2) 公民館等における家庭教育学級・講座の開催 ・妊娠期、乳幼児期、小学校低・中学年、思春期といった段階別に実施 ・祖父母世代への子育ての状況に関する理解を深めるという観点から、祖父母世代に対する子育て教室の開催 4) 「子育てサポーター」等の子育て支援を行う人材の養成・配置の推進</p>	<p>・活用件数 ・開催回数 ・支援件数、利用児童数 ・実施件数 ・開催回数、参加者数、参加者等のアンケート結果等 ・整備件数 ・整備件数 ・開催回数、参加者数 ・開催件数、参加親子数 ・開催件数、参加者数、参加者アンケート等の結果 ・実施件数、養成人数</p>

<p>2.4 就学児童の居場所づくり (例)</p> <p>1) 放課後児童クラブ (障害児の受入れの推進など)</p> <p>3) (中高生もバンド活動等で利用できる音楽室等を備えた) 児童館等の整備</p> <p>4) 子どもがのびのびと自由に遊べる場の整備</p> <p>5) 放課後、週末、長期休業日における子どもを核とした様々な活動の機会と場の拡大 (学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備件数、利用児童数 ・整備 (実施) 件数 ・整備件数 ・整備 (実施) 件数
<p>3 子育て家族が暮らしやすい地域づくり (例)</p> <p>1) 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設における子連れ家族の優先入場、料金割引</p> <p>2) 「子育てバリアフリー」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や民間施設への託児室、キッズルーム等の設置やトイレの改修、子育てバリアフリーマップの作成など <p>4) 保育施設と公営住宅の合築</p> <p>5) 新婚家庭や多子家庭に対する住宅の配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施率 ・実施 (整備) 率 ・整備件数 ・対象世帯数
<p>4 次世代を育む若い世代への支援 (例)</p> <p>1) 保育所等で小中高生等が乳幼児とふれあう機会の拡充</p> <p>4) 独身青年男女の出会い・交流の推進 (イベント等の出会いの場の提供、助成、情報発信など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数、参加者数 ・開催回数、利用者数
<p>5 子どもや母親の健康、安心・安全の確保 (例)</p> <p>1) 母子保健サービス (新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級) の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題発見時のきめ細かな対応や精神的なケア、子どもや母親が達成感や自信を持てるような接し方 (褒める等) の推進 ・健診、予防接種、講座等の場での子ども一時預かりサービス ・病院の産婦人科や産院など医療施設が行う子育て支援サービス (育児サークル、家庭訪問など) との連携 <p>4) 児童虐待対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数、利用率 ・施設整備件数
<p>6 子育て支援に関する行政サービスの充実 (例)</p> <p>3) 子育て相談や子育て情報提供サービス (子育てバリアフリー情報など) の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援コーディネーター ・24時間対応の子育て相談ホットライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置件数、利用率

4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備	・整備件数、利用率
<p>7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービス等の実現</p> <p>(例)</p> <p>2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保育、病後児保育、一時保育など <p>3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備</p> <p>4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備</p> <p>6) 保育所のサービス評価の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備件数、利用児童数 ・整備件数 ・実施件数 ・評価の実施及び結果の公表の状況
<p>8 幼児教育の充実</p> <p>(例)</p> <p>2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の自己評価、情報提供の推進 <p>3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育所の教育・保育内容の整合性の確保 ・教員・保育士の合同研修 ・幼児児童の合同活動、保護者同士の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施及び結果の公表の状況 ・研修参加教員数、合同活動実施園数、参加保護者数等
<p>9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等</p> <p>(例)</p> <p>1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民を対象とした子育て教室の実施 ・企業の人事担当者等に対する働き方の見直し等の働きかけ ・企業内保育所の整備や一般開放の働きかけ ・「家庭にやさしい企業」「出産後も女性が継続就労できる職場」の実現に向けたセミナー等の開催 ・両立支援に向けた企業と市町村の連携会議の開催 <p>2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親が育児を学ぶセミナー等の開催 <p>3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大</p> <p>4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残業の平均縮減時間 ・父親の出産休暇取得率 ・育休取得率（男女別） ・短時間勤務等制度普及率 ・子ども看護休暇制度普及率 ・開催回数、参加者数 ・教育休暇（子どもの学校行事等への参加等のための休暇）やボランティア休暇（地域の子育て支援活動への参加のための休暇）制度の普及率

<p>10 経済的支援策の充実 (例)</p> <p>1) 多子世帯に対する保育所の保育料の優遇（割引率の引上げ等）</p> <p>2) 幼稚園の保育料の負担軽減</p> <p>3) 新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援</p>	<p>・ 割引率、制度利用率</p> <p>・ 制度利用率</p>
---	-----------------------------------

5 行動計画の事後評価

- ・ 行動計画の策定後、策定したままにしておくのではなく、行動計画の実施状況をフォローし、継続的に見直しを行っていくことが必要である。こうしたことから、例えば次のような方法により、計画の事後評価（政策評価）を行っていくことが重要である。

ア 事後評価の実施については、子育ての当事者を含め行動計画の策定に関与した者が中心となって、行動計画の当初の目的・ねらいや目標が達成されているのかどうか検証することが必要である。こうしたことから、行動計画の策定に関与した者（サービス利用者、その他の地域住民、第三者的な立場である有識者など）で構成する委員会等において、行動計画の実施状況をフォローするといった取組を継続することが必要である。

イ 具体的な手法としては、計画の実施段階において、計画策定段階で行った調査を定期的に繰り返して行うことや、行動計画に基づき実施される各事業について設定された目標について、その進捗状況を定期的に確認すること、あるいは、行動計画に基づき実施された子育て支援サービス等の個別サービスについて、第三者機関やサービス利用者等が満足度について評価することが考えられる。

ウ 事後評価の実施に当たっては、評価プロセス（評価を行う委員会の議事や資料など）を公開するとともに、目標の達成状況や定量的な満足度等の評価結果を公表することが、施策に対する住民の関心や理解だけでなく、行政におけるサービス向上の努力も促すという意味で効果的であり、委員会開催や評価実施後速やかに公表することが適当である。

V 都道府県行動計画のあり方

1 都道府県行動計画の役割

【現行エンゼルプランの評価】

現行の都道府県エンゼルプランの多くが、

- ① 目標設定項目が、延長保育実施市町村数、子育て支援センター設置市町村数など、新エンゼルプランの目標設定項目などに限定されている
- ② 目標数値自体も、新エンゼルプランの目標数値を参考に人口割り等で設定するなどその根拠が不明確
- ③ 仕事と子育てを両立するための保育サービス施策に重点が置かれ、専業主婦を含めた子育て家庭全体に対する施策があまり盛り込まれていない
- ④ 一部の都道府県では、保育サービス施策のほか、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備、地域での子育て支援、子どもが健やかに育つ環境づくり、子どもの心を育む教育・活動の推進などについても事項立てはされているものの、目標設定項目以外は、「～を推進します。」「～を図ります。」「～を検討します。」のように、各項目に前向きに取り組む姿勢の提示に止まり、総花的
- ⑤ 市町村エンゼルプラン（児童健全育成計画）との関係が希薄であると指摘されている。

【都道府県行動計画と現行エンゼルプランとの関係】

都道府県行動計画の策定に当たっては、こうした現行エンゼルプランの評価を踏まえ、現行エンゼルプランを発展的に解消し、すべての地方自治体（市町村・都道府県）の少子化対策・子育て支援施策をより実効あるものにするよう、新たに策定することが求められる。

【都道府県行動計画の役割】

すべての地方自治体の少子化対策をより実効あるものにするために、都道府県は、少子化対策施策・子育て支援施策の実施の中核を担う市町村の取組を推進するよう「支援」とともに、単独の市町村では展開が難しい取組について、都道府県が例えば福祉圏域ごとに調整を行うなど広域的な調整を行うほか、都道府県自らが取組の主体となることが期待される。

その際、従来の市町村エンゼルプランに盛り込まれていることが少ない、地域における子育て支援、保健・福祉施策と教育施策の連携、次世代を育む若い世代の支援、子育てバリアフリー、男性を含めた働き方の見直し、児童相談所等と連携した児童虐待の防止対策の推進といった項目についても市町村が積極的に取り組むことができるように支援を行うことが重要である。

また、行動計画の目標の設定に当たっては、①できるだけ目標の具体化を図る観点から定量的な目標を設定する、②目標数値の設定に当たっては、保育対策を含め、地域のニーズを正確に把握し、なぜその数値を設定したのかについて根拠を持って示すことが重要である。

なお、少子化対策を推進する施策・事業の中には、必ずしも定量的な数値目標に馴染まない性格を持つ施策・事業も考えられるが、その場合にも定性的な施策・事業の取組目標を設定し、評価していくことが考えられる。

2 市町村行動計画策定に対する支援（技術的支援・情報提供等）

【技術的支援・情報提供】

少子化対策・子育て支援策は、住民に最も身近な市町村が住民参加を通じて自ら策定する市町村行動計画に基づき、市町村が中核となって実施することが原則である。都道府県は、域内の市町村が実効ある行動計画を策定できるよう、技術的支援や情報提供などの支援を行うことが求められる。

技術的支援・情報提供の具体例としては、特に小規模の町村が行動計画を策定する際の負担を軽減するために、次世代育成支援対策推進法案に基づく国の行動計画策定指針の項目に従って、各都道府県の市町村に対する支援措置を整理、提示することが考えられる。

支援措置の整理・提示は、国の補助事業は当然のこと、都道府県の実情に合わせた都道府県単独事業なども含めるとともに、国の補助事業についても、厚生労働省の補助事業のみならず、文部科学省や国土交通省の補助事業など関連する補助事業を幅広く提示することが不可欠である。また、広汎にわたる補助事業について、各都道府県の実情に応じた都道府県としての評価（都道府県としては、どの補助事業を優先的・重点的に展開しようとしているかなど）や、各補助事業の特色の整理（類似の事業について補助要件を比較するなど）など、市町村に理解しやすいものとなるよう工夫することが求められる。

【市町村と協議の場の設定】

都道府県の計画策定担当者や計画策定委員会は、市町村の担当者や計画策定委員会と十分に協議し、都道府県と市町村との役割分担を明確にしたり、行動計画の検討状況や目標数値の設定状況、行動計画に基づく施策・事業の進捗状況を互いにフィードバックしあうなどの連絡調整の場を設定することが必要である。

具体的には、都道府県行動計画策定委員会に各市町村の行動計画策定委員会の委員長を招き検討を行うことや、都道府県行動計画策定委員会にできる限り多くの市町村関係者（例：市長会や町村会の役員となっている市町村の担当部長など）を委員として任命すること、福祉圏域ごとに都道府県の出先機関（地域振興局や教育事務所等）が圏域内の市町村と定期的な連絡会議を開催すること、都道府県（本庁）が管下全市町村の担当課長等と定期的な意見交換の場を設けることなどが考えられる。

【モデル地域やモデル地区の設定】

ユニークな地域における子育て支援策や、企業・事業所参画の取組に先駆的にチャレンジする市町村、社会福祉法人、NPO 法人、育児サークル、ボランティアグループなどをモデル事業として公募し、モデル事業の成果について実践発表会を開催することなどにより共有することも、市町村支援の有効な方策のひとつである。

例：熊本県「子育て応援団」事業

- ・ 県内のモデル地域（13年度5地域、14年度10地域）において、市町村、保育所、子育てサークル等による子育て応援ネットワークづくりを各地域の創意工夫を凝らして実施。有識者による「子育て応援座談会」が各モデル地域にアドバイスするとともに、年度終了時点で全市町村参加の下に、モデル地域の実践発表会を開催。

例：三重県「子育て支援キャラバン」事業

- ・ 地域における子育て支援の基盤整備を図るため、市町村を支援するためのコーディネーター等を設置し、各市町村が設置する「地域子育て支援センター」等と連携してネットワークを形成。その中で、地域のNPOや求職中の人材を子育て資源として活用したモデル事業の実施等により、地域における子育て機運の醸成に努めるとともに、子育て情報・提供を行う。

3 目標設定（複数市町村が共同実施する事業の広域的調整）

【市町村の需要・ニーズ積上げ】

都道府県エンゼルプランの目標数値が従来、新エンゼルプランの目標数値を参考に人口割り等で設定するなどその根拠が不明確であったことや、市町村エンゼルプラン（児童健全育成計画）との関係が希薄であったことを踏まえ、都道府県行動計画の目標数値は、原則として、保育需要等のニーズ調査に基づいて設定される各市町村行動計画の目標数値を積み上げることにより設定することが適当である。

【広域調整】

ただし、病後児保育をはじめ、単独の市町村で実施するよりも福祉圏域ごとに1か所～数か所実施するなど複数市町村が共同して広域的に実施する方が効率的な項目については、都道府県が複数の近隣市町村を調整して目標設定を行うことが必要である。

【具体的な目標数値】

なお、目標数値の設定の際、「根拠に基づいた」数値であることを示すことが不可欠である。従来の都道府県エンゼルプランでは、例えば、「地域子育て支援センター〇〇か所」というような目標数値設定が通常であったが、都道府県行動計画では「地域子育て支援センター 中学校区ごとに1か所 計〇〇か所」といったように目標数値を具体的に示すことが求められる。

4 都道府県が主体となった広域的事業の実施

子育て支援に取り組む人材の育成など、単独の市町村で行うより都道府県で行う方が効率的・効果的な施策・事業も考えられる。こうした施策・事業については、都道府県が主体となって取り組むべきであり、都道府県行動計画において具体的に盛り込むことが期待される。

<例>

- * 地域子育て支援センターの職員や子育てNPO・育児サークルのリーダーをはじめとした地域で子育て支援を行う人材の養成
例： 熊本県では、地域子育て支援センターの職員や子育てNPO・育児サークルのリーダーなど地域で子育て支援を行う者を対象とした研修を、平成15年度より実施。
- * 地域子育て支援センター、子育てサークル、子育てNPO等のネットワーク化、ネットワークに対する支援

例： 地域子育て支援センターのほとんどが参加する「熊本県地域子育て支援センター連絡協議会」が活動。自主的な実践事例研修会やカウンセリング研修会を実施し、地域での子育て支援技術のスキルアップを図っているところ。県でも、15年度より研修内容のレベルアップを支援。

： 熊本県では、広域的な活動を行うNPO法人等が、独創的な子育て支援活動を提案し実施する場合に、活動の立ち上げ資金を補助。(1団体当たり上限200万円)

- * 父親を含め、学校、企業、行政、関係団体などが連携して地域社会で子育て支援を行っていくための環境整備

例： 埼玉県では、インターネット子育て大学である「おやじ子育て大学」を開校し、「彩の国スーパー子育て応援団」による子育て応援メッセージや子育てに関する講義を行う。また、市町村における子育て支援状況を比較できるようにするための子育て環境マップの作成や子育て応援フェスティバル(県内5か所)を開催。

- * 経営者団体等と連携した働き方の見直しのための普及啓発等

例： 埼玉県では、経営者団体や労働団体と子育て支援に関する共同宣言を行い、それに基づいてパパ早く帰ろうキャンペーンや子育てにやさしい企業の事例紹介等を実施。

- * 妊娠や女性の心に関する相談体制の整備

例：(1) 不妊専門相談センターの整備

不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われ決して少なくなく、「不妊の悩み」について一人で悩んでいる方も多いのが現状。このため、「子供を産むか産まないか」の自己決定への支援や不妊治療に関する情報の提供、「不妊の悩み」について何でも相談できる場として「不妊専門相談センター」が28都道府県(平成14年度現在)で設置されている。

(2) 「妊娠葛藤」相談窓口の設置

熊本県では、平成15年度からこれまで実施していた売春防止法に関わる相談、DV関係の相談・保護事業に加えて、女性の心と妊娠に関わる専門的な相談事業を新たに展開し、「女性相談センター」として拡充。夫婦の不仲や望まない妊娠などに起因する「妊娠葛藤(かつとう)」、性的な被害やDVなどによる心的外傷後ストレス障害、女性特有の身体的特徴から生じる心身上の様々な悩み等について幅広く対応することとしている。

- * 先駆的な研究事業・モデル事業の実施

例： 育児不安や産後うつ等のある母親を早期に発見し、育児の助言・支援、家族調整等を行うために、熊本県では保健所・市町村を対象にEDPS(エンジンバラ式産後うつスクリーニング手法)の研修会を実施し、EDPSを用いた保健師訪問の促進を図るとともに、育児不安等の親を対象としたグループケアを実施するために、保健所・市町村を対象にした事前学習会を実施。

VI 都道府県行動計画の内容

都道府県行動計画では、従来の都道府県エンゼルプランに掲げた事項に加え、以下のような事項の実現を図ることが適当である。

1. 子育て家庭のみならず子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育て支援の在り方を考える
2. 地域における「子育て支援力」の充実
3. 子育て家庭が暮らしやすい地域づくり
4. 次世代を育む若い世代への支援
5. 子どもや母親の健康、安心・安全の確保
6. 子育て支援に関する行政サービスの充実
7. 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービスの実現
8. 幼児教育の充実
9. 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等
10. 経済的支援策の充実

詳細については、下表のような事項が考えられる。

都道府県行動計画に新たに盛り込むことが期待される事項

盛り込むことが期待される事項と施策の具体例	目標（評価指標）
<p>1. 子育て家庭のみならず子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育て支援の在り方を考える。</p> <p>（1）子育て支援フォーラム、セミナーの開催 例：○ 市町村長なども含めた子育て支援トップセミナーの開催 ○ 若い親子が気軽に参加できるフォーラムの開催 ○ 市町村主催のフォーラム、セミナーへの支援・補助</p> <p>（2）多様な主体が参加する少子化対策運動体の結成 例：○ 「少子化対策〇〇人会議」を結成し、住民運動を展開</p> <p>（3）子育て・家庭（家庭教育）についての関心を高めるための意識啓発 例：○ 親子の共同体験・交流事業の開催 ○ キャンペーンやテレビ番組等を通じた家庭教育の充実 ○ 家庭教育活性化支援協議会の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすさ比率（都道府県調査） ・開催件数、参加者数 ・開催件数、参加者数 ・開催件数、参加者数（市町村積上げ） ・会議の開催件数 ・開催件数、参加者数 ・テレビ番組の放送回数 ・フォーラム等の開催件数、参加者数 ・協議会開催件数

<p>(4) 子どもの権利についての意識啓発 例：○ 児童の権利条約の周知、権利擁護のための仕組み作り（協議会の設置）等 ○ 児童虐待防止ネットワークづくり</p> <p>(5) 地域社会全体で関係者が連携した子育て支援の推進 例：○ 関係者の子育てネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの組織数、活動件数 ・ネットワークの組織数、活動件数
<p>2. 地域における「子育て支援力」の充実</p> <p>(1) 市民による子育て支援の充実 例：○ 地域住民や保育所などの関係機関による子育て支援ネットワークを構築する「子育て応援団」（モデル事業）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てサービスや在宅介護サービスを工夫を凝らして行う NPO 法人等に対する支援<熊本県> ○ ファミリーサポートセンターなど市民の相互扶助による子育て支援サービスの充実(国庫補助要件(人口5万人以上等)の対象外の市町村に補助) <熊本県> ○ 家事援助サービスの充実(産後6か月まで理由の如何に関わらず利用できる「子育て安心ヘルパー」事業を実施する市町村に補助) <熊本県> ○ 子育て経験のある方等を子育てやしつけなどの相談や子育てサークルの支援を行う「子育てサポーター」として養成、配置を促進 ○ 地域子育て支援センターの職員や子育て NPO・育児サークルのリーダーをはじめとした地域で子育て支援を行う人材の養成<熊本県> <p>(2) 子育て中の親子が交流できる場作り 例：○ 小規模市町村において、場所を固定化しない巡回型「つどいの広場」に対する支援の検討</p> <p>(3) 家庭教育支援の充実 例：○ 親子による交流・自然体験学習の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの発達段階に応じた子育て講座の開催 ○ 家庭教育 24 時間電話相談の実施 ○ 子育て経験のある方等を子育てやしつけなどの相談や子育てサークルの支援を行う「子育てサポーター」として養成、配置を促進(再掲) <p>(4) 読み聞かせ活動の充実 例：○ 乳幼児健診等の機会を利用し、絵本などを配布するとともに、読み聞かせの手法について指導等を行う事業(ブックスタート事業等)に対する財政的支援<高知県></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診等の機会を利用し、絵本などを配布するとともに、読み聞かせの手法について指導等を行 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所数 ・補助件数(金額) ・NPO 法人等によるサービスの支援件数・利用児童数 ・設置件数、支援件数、利用児童数(積上げ) ・実施市町村数、支援件数(積上げ) ・養成サポーター数(積上げ) ・配置サポーター数(積上げ) ・養成人材数、講習回数 ・設置件数、支援件数(積上げ) ・開催件数、参加親子数 ・講座数、参加人数(積上げ) ・相談件数 ・養成サポーター数(積上げ) ・配置サポーター数(積上げ) ・配布絵本数(積上げ) ・読み聞かせ講習会実施回数(積上げ) ・研修会参加回数 ・事業実施市町村数

<p>う事業（ブックスタート事業等）が都道府県下各市町村に普及するよう、普及・啓発のための研修会を開催<岡山県></p> <p>(5) 就学児童の居場所づくり 例：○ 放課後や長期休業日における子どもたちの様々な体験活動の機会の場と拡大（学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用） ○ 障害児のための学童保育の実施、放課後児童クラブにおける障害児受入れの促進（国庫補助の都道府県単独上乘せ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動支援センターの整備件数 ・ 体験活動の実施件数 ・ 実施箇所数、預かり児童数（積上げ）
<p>3. 子育てが暮らしやすい地域づくり 例：○ 子育て家庭が外出しやすい環境の整備（デパートや駅などで子どもと一緒に入れるトイレの設置・改修や、ベビーカーで外出しやすいようエレベーター・スロープ等の設置） ○ 都道府県営住宅において誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した改修を実施<熊本県> ○ 都道府県営住宅の建て替えに当たって、高齢者グループホーム、デイサービスセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場等を合築<熊本県></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置件数、改修件数等 ・ 改修戸数 ・ 合築件数
<p>4. 次世代を育む若い世代への支援 例：○ 乳幼児ふれあいフォーラムの開催、福祉圏域単位の乳幼児ふれあい体験促進連絡会の設置などによる、乳幼児ふれあい体験の促進 ○ 高校生、大学生等の若い人を対象にした、親となることや子育てについて考えるフォーラムの開催 ○ 「妊娠葛藤」相談窓口の設置<熊本県></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム開催件数、促進連絡会設置件数 ・ ふれあい体験経験児童生徒数（積上げ） ・ 開催件数、参加者数 ・ 相談件数
<p>5. 子どもや母親の健康、安心・安全の確保 例：○ 新生児への早期関与（おめでとうコール）の徹底、産婦人科病院からの助産師等の訪問指導など、産後ケア（母親の心のケア）を充実<熊本県> ○ 乳幼児健診において、臨床心理士や保育士等を同席させるなど相談体制の充実 ○ 乳幼児事故事例集の発行（都道府県医師会と協働） ○ 周産期医療ネットワークの形成 ○ 児童虐待ネットワークの形成（福祉圏域単位）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話連絡新生児（家庭）数（積上げ） ・ 訪問指導新生児（家庭）数（積上げ） ・ 実施市町村数、対象児童数（積上げ） ・ 乳幼児事故件数（積上げ） ・ 発行部数 ・ ネットワーク数 ・ 整備箇所数、虐待事例数（積上げ）

<p>6. 子育て支援に関する行政サービスの充実</p> <p>例：○ 子育て、高齢者・障害者介護に関する施策について横断的に対応する「子育て・介護支援推進課」の設置（県の組織）＜熊本県＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における福祉・保健・教育分野の総合相談窓口の設置の促進（事例研修会の開催など） ○ 市町村における子どもの「心理診断・発達診断」が可能な専門職員の設置促進（都道府県からの派遣・割愛など） ○ 地域子育て支援活動従事者や母親などからニーズ、要望等を集約する座談会を継続的に実施 ○ 地域における子育て・家庭教育支援に関する社会資源情報を収集、発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口設置市長村数 ・専門職員を設置する市町村数 ・開催件数、参加者数 ・「子育て支援マップ」を作成する市町村数 ・都道府県版「子育て支援マップ」の作成
<p>7. 多様な保育ニーズへの対応や誰でも気軽に利用できる保育サービスの実現</p> <p>(1) パート労働者も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備</p> <p>例：○ 特定保育事業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅型総合保育所の整備 <p>(2) 幼稚園における預かり保育等の整備</p> <p>(3) NPO 等による保育サービスの充実</p> <p>例：○ 子育てサービスや在宅介護サービスを工夫を凝らして行う NPO 法人等に対する支援＜熊本県＞（再掲）</p> <p>(4) 24 時間保育の推進</p> <p>(5) 保育所等における障害児受入れの推進</p> <p>例：○ 放課後、夏休み等の障害児預かり事業の促進（実施市町村へ補助）＜熊本県＞</p> <p>(6) 保育所のサービス評価の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総保育サービス利用延べ日数（積上げ） ・支援件数、利用児童（積上げ） ・設置数（積上げ） ・支援件数、利用児童（積上げ） ・補助件数（金額） ・NPO 法人等によるサービスの支援件数・利用児童数 ・延長保育・休日保育実施箇所数（積上げ） ・利用児童数（積上げ）
<p>8. 幼児教育の充実</p> <p>例：○ 幼稚園の教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所における教育の充実 ○ 幼稚園・保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるような幼・保・小連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施及び結果の公表の状況 ・特別な教育の実施保育所数等 ・研修参加教員数、合同活動実施園数、参加保護者数等

<p>9. 「男性を含めた働き方の見直し」「多様な働き方の実現」「仕事と子育ての両立の推進」のための普及啓発等 例：○ 「仕事と家庭の両立推進セミナー」、「父親の役割について考えるフォーラム」等の開催 ○ 事業所内保育所に対する助成金の検討（21世紀職業財団の助成対象とならない小規模事業所に助成＜愛媛県＞） ○ 都道府県内企業 100 社を訪問し、仕事と家庭の両立について調査、事例収集 ○ 両立支援に積極的に取り組んでいる都道府県内企業の経営者等によるシンポジウムを実施 ○ 男性の育児参加に関する広報を行う事業主に定額補助＜高知県＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催件数、参加者数 ・ 助成保育所数、支援児童数 ・ 開催件数、参加者数 ・ 実施事業主数
<p>10. 経済的支援策の充実 例：○ 多子世帯（3人以上の児童）に対する保育料の優遇 ○ 乳幼児医療費、母子家庭の医療費の助成 ○ 妊婦健診に対する経済的支援（母子保健法に基づき市町村が行う通常2回の健診費用補助に加えて、健診費用を上乗せ補助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者数 ・ 支援者数 ・ 補助件数

注：目標（評価指標）の欄に「積上げ」とある項目については、市町村行動計画（保育サービス等需要調査）を積み上げて目標を設定する。